

本訴平成26年(ワ)第29256号

反訴平成27年(ワ)第25495号

本訴原告(反訴被告) 阿部宣男

音素被告(反訴原告) 松崎参

準備書面(5)

2015年12月25日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿部哲

同 平松真二郎

同 湯山花苗



第1 本訴原告準備書面(2)及び(3) 求釈明に対する回答

1 本訴原告準備書面(2) 6頁

(i) について

真実相当性の判断は、個別具体的判断によるが、一般に、情報源・取材源が確かなものか否か、裏付取材が十分になされているかどうか、被毀損者本院やキーマンへの直接取材が行われている(試みている)かどうかなどの事情を総合考慮して判断される。

被告は、板橋区環境課がホテル生態環境館について調査し報告された内容を鵜呑みにするのではなく、⑤発言前に議会内で質問をしたこと及び⑥原告の著書に目を通したことによって、板橋区環境課の報告が正しく、原告の主張に矛盾があることに気づき発言に至ったものであり、原告がホテル館においてホテルの累代飼育はしていなかったことについて調査しているのであるから、真実

相当性を基礎づける事実である。

(ii) について

被告は、平成26年2月3日、同年1月27日に板橋区環境課がホテル生態環境館において生息数調査をおこなったことを、いわい桐子区議及び熊倉ふみ子区議から、区役所に登庁した際に聞いた。

被告は、上記議員から話を聞いたものの、どのような事態か不明な点が多かったため板橋区環境課に問い合わせたところ、区の通常の業務では、区議会議員に説明するのは課長級職員の役割であるにもかかわらず、環境部長が区議会控室まで説明に来た。

被告は、環境部長の説明を受けて以来、独自に調査を進めて調べたこともあったが、独自に調査を進めて調べた内容については、都度環境課に確認を求め、初めて環境課がこれを認めるということもあった。

このような経緯から、被告は情報②④を入手したのである。

(iii) について

被告は、他にも福島県いわき市にあるアクアマリンふくしまの富原聖一氏の調査活動や、日本ホテルの会及び東京ゲンジボタル研究会のホームページや書籍を参照し、板橋区環境課の調査内容が信用できるか検討している。

また、被告は、平成26年3月5日、いわい桐子区議及び熊倉ふみ子区議とともにホテル館に視察調査をおこなったところ、むし企画の前代表からホテル館にカワニナが発送されていたことを示す伝票を発見した。ホテル館の累代飼育に関し、カワニナもホテル館で飼育していたと報告されていたので、かかる報告が事実と反することを示すものであることを知った。被告は、原告から業務を引き継いだ自然教育研究センターの職員から説明を聞き、カメが水槽に浸かったまま甲殻干しができず皮膚病にかかっていたこと、水槽の管理がほとんどされていなかったこと、昆虫施設ではありえないはずの大量の蚊取り線香や虫よけスプレーの在庫があること等を見て、飼育業務が適切に行われていない

ことを知った。

さらに、被告は、むし企画前代表の小船明氏の自宅（訪問の際にすでになくなっていることが判明）や、むし企画の代表高久秀雄氏を訪れ、ホタル生態環境館における生息数調査の信用性について調査している。被告は、高久氏から「すでに代理人がいるとして話ができない」と言われたものの、雑談の中で高久氏が「ホタル館には月2回程度行くことがあるだけで、仕事は現場と阿部さんにまかせている。自分は材料を送るのが役目」と教えてくれたり、ホタルの生態について「幼虫は川底の土を1メートルくらい掘って隠れることもあり、区の生息調査で見つからなかったのはそのため」と話していたのを聞いて、ホタル館のせせらぎの川底はモルタルで固められているのでホタルが掘って潜れるものではないこと、そもそもホタルが地中に穴を掘るのは蛹になるときだけであることから、高久氏がホタル館の現場やホタル飼育について知識がないことが分かった。

このように、被告は、板橋区のホタル生態環境館における生息数調査の信用性について調査をしており、信用性を基礎づける事情が複数存在する。

(iv) について

訴状において指摘されている被告の発言については、別紙表現行為一覧の表現行為は引用されているものの、本文において引用がある表現について（訴状17頁第4ホタルの累代飼育について）主に反論をしており、逐一の表現行為に対応したものではない。

もっとも、被告は、真実又は真実相当性の抗弁の位置付けとして、「ホタル館でホタルの累代飼育が行われていなかった」点が真実であり、仮に真実でないとしても真実と信じることにつき相当であること主張しており、かかる主張によってホタルの累代飼育に関する名誉棄損行為すべてに対応した抗弁となっていると考えている。

2 本訴原告準備書面（2） 8頁

上記1（iv）同様、訴状において指摘されている被告の発言については、別紙表現行為一覧の表現行為は引用されているものの、本文において引用がある表現について（訴状21頁第5「不正」に類する事実指摘による名誉棄損）主に反論をしており、逐一の表現行為に対応したものではない。

もっとも、求釈明に関する原告の認識に誤りはない。

3 本訴原告準備書面（2） 9頁

原告訴状本文において引用がある表現について（訴状21頁第5「不正」に類する事実指摘による名誉棄損）の抗弁である。

今後の主張については、必要に応じて行う。

第2 DNA鑑定により明白となったホタルの累代飼育の不存在

1 本訴被告準備書面(2)第2, 4(4)（15頁）記載の「摘示した事実が真実であること」におけるホタルの累代飼育について、下記のとおり補足する。

2 本件においては、原告がホタル館においてホタルの累代飼育を実践していたか否かが重要な部分となるところ、原告の主張するホタル館におけるホタルの累代飼育については、現存するホタルのDNA検査から、関西系の遺伝子をもつことが明らかとなった（乙第2号証）。これにより、原告が福島県及び栃木県から卵を持ち帰り孵化させ、以降累代飼育を行ってきたという原告の報告は虚偽であることが明らかとなった（本訴被告準備書面(2)参照）。

3(1) DNA検査は、ホタル生態環境館で平成26年6月以降に発見されたゲンジボタル成虫13匹（TakaraID:IBS01_01～IBS01_13）とヘイケボタル成虫11匹（TakaraID:IBS01_14～IBS01_20, IBS01_22～IBS01_25）及び幼虫1匹（TakaraID:IBS01_21）を対象として、平成26年9月4日から平成26年10月15日に実施された。

(2) 昆虫の塩基配列解析は一般的ではなく、使用する試薬も特異的であり特殊な技術を伴うこと、また、ホタルという専門的な生物のDNAを解析し調査する必要性があったことから、かかるノウハウを有するタカラバイオ株式会社にて解析を実施した。

(3) 作業概要は以下のとおりである。

- ① DNA抽出：提供されたホタル由来組織からゲノムDNA抽出
- ② PCR増幅：提供ゲノムDNAを鋳型としてPCR反応を行う
- ③ 塩基配列解析：PCR産物のダイレクトシーケンス
- ④ 相動性解析：得られたシーケンスのBLAST解析
- ⑤ 系統樹解析：得られたシーケンスと参照配列の系統樹解析

(4) 乙第2号証は、報告書として要約されたものであるが、DNA検査は調査機関及び調査方法において問題がなく実施されており（乙第20号証）、かかるDNA検査の結果は信用できる。

以 上